

村税（入湯税）の課税事務に関する経緯とお詫びについて

このたび、村税である入湯税の納入実績につきまして、令和7年12月の村議会定例会において、議員より「入湯税の令和6年度の収入金額と過去の申告額が同額になっている。この経緯について調べるべきではないか」との一般質問をいただきました。

本件に関するこれまでの経過及び概要を、住民の皆様にご報告いたします。

本来、入湯税は法定目的税であり、地方税法に基づき、温泉施設の運営事業者（特別徴収義務者）が利用者から税を預かり、実際の利用者数（宿泊者数など）に基づいて毎月村へ申告・納付するものです。

この入湯税の徴収について、村は村内のすべての対象事業者へ徴収申告の協力を求めてまいりましたが、平成3年当時、一部に徴収未対応の事業者が存在し、対応にばらつきが生じていたため、事業者間の公平性の観点から課題となっておりました。

当時、未対応であった鹿塩温泉の3事業者に対し、温泉利用者への入湯税の趣旨説明や徴収、毎月の申告納付を行っていただくよう要請いたしました。

しかしながら、事業者からは「利用者の負担増につながること」「その都度、お客様へ趣旨を説明する必要があること」に加え、毎月の徴収、集計、税の管理、申告にかかる事務負担が非常に重く、日々の営業の中で対応することは困難であるとの意見が出され、当初はご理解をいただくことが難しい状況にありました。

協議を重ねた結果、村としては、事業者の事務負担を軽減し、まずはすべての事業者から徴収・納付の協力を得ることを最優先と判断いたしました。そのため、当面の間は事務負担を減らすための簡易な方法を認めることとし、「毎月一律の定額での申告納付」および「複数月分の手続きをまとめて行うこと」について事業者と合意いたしました。

この取り扱いが現在まで30年以上にわたり続いてしまった原因は、当時の対応を「当面の間」としながらも、具体的な期限を決めていなかったこと、また、申告納付を継続させることを優先し、経緯の引き継ぎや適切な見直しが行われてこなかったことによるものと考えております。その結果として、近年においても同様の定額納入が続く状況が生じるに至りました。

これまでの申告納付の手続きは、事務負担軽減のための暫定的な方法ではありましたが、毎年度、事業者から村へ申告が行われ、それに基づく納付実績があったことから、村としても長年これを受理してきたという実態がございます。

しかしながら、この手続きはあくまでも一時的な措置であるべきものであり、将来にわたって継続すべきものではありません。この点について、事業者とも共通の認識に立ち、今後の申告納付手続きについて、速やかに適正な方法（実際の利用者数に基づいた申告）へと見直しを行うことで合意いたしました。

このような状態を長年にわたり是正することができなかつたことについて、地方自治体の長としての責任の重さを痛感するとともに深く反省し、村民の皆様に心よりお詫び申し上げます。

村といたしましては、今後とも事業者の協力を得ながら、入湯税に関する課税事務を適正かつ公平に遂行してまいります。

令和8年6月29日

大鹿村長 熊谷 英俊